

### INTERNATIONAL MONETARY FUND

## Public Information Notice

EXTERNAL RELATIONS DEPARTMENT

(参考仮訳)

パブリック・インフォメーション・ノーティス (PIN) No. 07/69. 速報 2007 年 6 月 21 日 国際通貨基金 700 19<sup>th</sup> Street, NW Washington, D. C. 20431 USA

IMF 理事会、加盟国の政策の相互サーベイランスに関する新決定を採択

国際通貨基金 (IMF) 理事会は 2007 年 6 月 15 日に、<u>m盟国の政策の相互サーベイランスに関する新たな決定</u>を採択した。これは、1 年間に渡って行われてきた為替レート政策のサーベイランスに関する 1977 年の決定の見直しを総括し、同決定を廃止し、置き換えるものである。

#### 背景

IMF の相互サーベイランスは国際的な通貨安定性の面から IMF が加盟国の経済政策と金融政策を監視するために行う活動であるが、相互サーベイランスに関する 2007 年の決定の採用は、サーベイランスの基礎を向上させるための努力の要(かなめ)である。サーベイランスの現代化は、経済および金融のグローバル化を考慮して IMF の未来の方向を再度吟味した IMF 中期戦略の中心的要素である。この新決定は、過去 30 年間に進化してきたサーベイランスのベスト・プラクティスを明確化し、透明度を高め、従ってより多くの説明責任を課するものである。この新決定は、サーベイランスの実務に関し、より明確な期待事項を設定することにより、IMF のサーベイランスの質、公平性、および有効性を高めることに役立つはずである。この新決定は、各国が採用するべきでない為替レート政策の内容と、国際コミュニティーがそれらの政策を懸念する可能性が生じる条件も具体化並びに明確化するものである。

2007年の決定の採択は、1977年の決定における欠陥を分析し、サーベイランスのベスト・プラクティスを抽出し、現代のサーベイランスに関する共通のビジョンを包括的な説明により具体化するために行われた長期に渡る徹底的な作業の賜物である。<sup>1</sup>

\_

(continued)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 理事会は 2006 年 7 月に、IMF 協定第 IV 章とより包括的に結び付き、現代的なベスト・プラクティスを使用して 1977 年の決定をよりよく調整するために、同決定に関して可能な改訂を行うことが正当であるか否かを調査した(「為替レート政策のサーベイランスに関する 1977 年の決定の見直し — 予備的検討事項」、「IMF 協定第 IV 章 — 法的枠組みの概要」、「為替レート政策のサーベイランスに関する 1977 年の決定の見直し — 背景情報」並びに関連の理事会議事の要約)。理事会は引き続いて 2007 年 2 月に協議を行い、理事たちは改訂版の決定を構築するための原理と、新しい決定の説明に役立つ文章を話し合った。(「為替レート政策のサーベイラン

1977年の決定は、ブレトンウッズ体制の崩壊からしばらく後の、新制度の稼動状況にかなりの不確実性が残る中で採択されたものである。それは為替レート政策の監視という面だけを重視したが、その領域に関しても比較的に狭い範囲しか対象としないものであった。同決定は、経験により改訂されることが期待されていた。しかし、同決定は、サーベイランスの実務が進化し(主要素としての国内政策の包含も含めて)、同決定とサーベイランスのベスト・プラクティスとの整合が失われた後でも事実上、変更されなかった。

2007年の決定は相互サーベイランスの包括的な説明である。同決定は加盟国に新たな義務を課すものではないが、いくつかの重要な点に関し1977年の決定を更新するものである:

- サーベイランスの作業を、国際的な通貨および金融の安定にとって重要な問題に集中させることに役立てるため、この新決定では、相互サーベイランスを構成する原則として対外安定性の概念を導入している。(対外安定性は、国際収支の当座勘定とそれに伴う為替レート不均衡の問題、そして国際収支の資本勘定の両方を網羅したものである。)これに関連して、この新決定は、通貨同盟の存在という条件下での相互サーベイランスの範囲に関しても説明に務めている。
- この新決定は、現代の効果的なサーベイランスが持つ基本的な様式を指定し、サーベイランスの協力的な性質、対話と説得の重要性、および率直さと公平さの必要性を強調している。また、各国の状況を尊重することの重要性と、多国間における中期的な見通しの必要性も強調されている。
- この新決定は、第 IV 章に基づいて禁止されており、前回の決定でも言及されていた 「その他の加盟国に対する不公正な競争優位性の獲得を目的とした為替レート操作」の 概念を明確化している。この新決定では特に、そのような行動と為替レートの基本的不 均衡の概念とが関連付けられている。
- この新決定は、各国の為替レート政策に根付く対外不安定の主な原因をすべて網羅するために、為替レート政策の実行に関してより完全な手引きを加盟諸国に提供するものである。1977年の決定では、特定の目的、特に他の加盟国に対して不公正な競争上の優位性を獲得する目的での為替レート操作を避けることが加盟国に対して命じられた。この新決定は、目的に関係なく結果として対外不安定を発生させる為替レート政策の回避を加盟国に勧める原則を追加し、それにより過去数十年に渡って不安定の主原因であることが証明されてきた為替レート政策を捕捉している。
- 全般的に、2007年の決定は現在の慣行とよりよく整合しており、為替レート政策および それに関連する国内の経済金融政策の両方をカバーしたものとなっている。

スに関する1977年の決定の見直し - 追加検討事項」並びに関連の理事会議事の要約)。最新のスタッフ・ペーパーでは、2月のスタッフ・ペーパーにおいて概要が説明されたアプローチに基づき、その時点で理事会が表明した見解を反映した提案が行われた(「1977年の決定の見直し - 新しい決定の提案」と、より技術的な「コンパニオン・ペーパー」、ならびに改訂後の草案を示す補足書類)。

#### 2007年6月15日の理事会協議に関する議長の概要説明

理事会は、最近数ヶ月間の徹底的な議論の末に、加盟国の政策の相互サーベイランスに関する新しい決定を採択した。このサーベイランスに関する新決定は、加盟国の為替レート政策のサーベイランスに関する前回の決定が1977年に採択された後の世界の経済金融システムにおける重大な変化を反映して、IMF協定第IV章に基づく加盟国の義務に関し、IMFと加盟国の両方に対する手引きを更新するものである。その決定に至る議論は、その目的および主な要素に関する認識の共有を拡大することに役立ってきた。私は特に、このサーベイランス関連の新決定の合意に至る上で、最も幅広い支持を集め、可能な限り最善の結果を実現するという二重の目標を達成するために、さまざまな意見を持つ加盟諸国が最善の努力をしてくれたことに感謝している。今日の決定はIMFの中期戦略の実施に向けた重要な一歩でもあり、クォータおよび発言力並びにIMFの収入モデルの改革を含むその他の要素に関する前向きな結果を可能にする上で役立つものである。

このサーベイランスに関する新決定は、相互サーベイランスに焦点を当てたものであり、第 IV 章第 1 条(iii) 項の意味に関する手引きを提供する付属文書を通じたものも含めて、同決定のパート I ではサーベイランスの実行に関する手引きを IMF に、そしてパート II では為替レート政策の実行に関する手引きを加盟国に提供している。同決定の文章に関する議論において、理事たちは IMF の法律的枠組みに沿って、理事会の決定において「IMF」に言及している部分が、マネジメントおよびスタッフによる適切なサポートを受けた「理事会」のことを一般的に意味するという認識を再確認した。多国間サーベイランス、すなわち第 IV 章第 3 条(a) 項に基づく IMF の国際通貨制度監督責任も同決定の対象にすることを希望する理事も若干おり、その理事たちは、これが後の段階で決定に含められることを希望すると表明した。ほとんどの理事たちは、IMF が同決定をどのように適用するべきかに関し、下記コンパニオン・ペーパーのいくつかの項目が特に重要な手引きを提供するであろう旨を合意した。

将来に関し、理事たちは同決定の採択が重要な出発点であると考え、自らの監視の責任を効果的に、かつ公平なやり方で果たすための IMF の努力における最終地点であるとは決して考えなかった。この決定の採択に引き続き、スタッフおよび国家当局が新しい枠組みに十分精通し、サーベイランスを効果的に強化する方法に関して確実に理解の共有を深めることが重要である。

新決定に基づけば、対外安定性の概念は、サーベイランスを構成する原則の根幹を成すものである。理事会は、その点に関し、この用語に与えられた意味をコンパニオン・ペーパーの第3項から第11項までに明記した。多くの理事たちは、同決定の適用に関し、これら各項の文章が特に有用な手引きとなる旨を強調している。

理事たちは、加盟国の為替レート政策の手引きに関する新原則、すなわち PGM D の採択が、IMF にとって重要な前進であると考えた。彼らは、加盟国が、為替レート政策に起因する対外不安定を避ける上でこの原則を手引きとするべきであると注記した。

理事会は、為替レートの基本的不均衡の定義を、コンパニオン・ペーパー第6項の記述の通りに確認した。しかし、理事たちは、この定義の適用に関しては適切な注意が必要であることを力説した。理事たちは、測定にはかなりの不確実性が伴うことを正しく認識した上でこの定義を使用するべきであること、そして不均衡の推定には慎重な判断力の行使が必要であることを強調した。実際には、為替レートが基本的不均衡の状態にあると判定されるのは、不均衡が重大であることが判明した場合に限られるであろう。理事たちは、同決定の規定により、基本的不均衡が存在するか否かを判定する上で合理的に疑わしい点が当局の有利に解釈されることがかなり重要であるとも述べた。理事たちは、不均衡に関するいかなる判断も、為替レート体制の性質および経済規模とは関係なく、公平なやり方で適用されるべきであると注記した。また、何名かの理事たちは、不均衡の推定が持つ潜在的な市場への影響と、その伝達の際に注意が必要である点を強調した。

決定の第 15 項に定められた、「為替市場において長期に及び大規模に行われる一方向の介入」の指標に関し、理事たちは、そうした介入に不胎化が伴う場合に、それに関する特別な精査を行う価値があると注記している。もちろん、不胎化は国内安定性を助長するためにしばしば適切に行われるので、完全に正当化されることも当然ある。理事会は、コンパニオン・ペーパーの第 41 項から第 42 項までに記載された議論を承認した。

理事たちは、第 IV 章第 1 条(iii) 項の意味に関して理事会が決定の付属文書中に規定した 手引きに関し、為替レート操作が為替市場における介入や為替レートを直接の目標とした 資本取引管理など多くの異なった形式を取る可能性があると認識した。理事たちは、本決 定の付属文書中に説明される通り、加盟国に対しては、第 IV 章第 1 条(iii) 項に基づいて、 同規定中に掲げられたいずれかの目的で行われる為替レート操作の回避のみが要求される と注記した。何名かの理事たちは、介入および資本取引管理に関する上記の言及が、それ らの正当な政策オプションの使用を本質的に非難したり、それらを加盟国が使用できる手 段の一式から取り除いたりするものと解釈されるべきではないことを強調した。

今日の議論は、1977年の決定に関する見直しを締めくくるものである。1977年の決定は 「加盟国の政策の相互サーベイランスに関する 2007年の決定」により今、置き換えられる。

パブリック・インフォメーション・ノーティス (PIN) は、経済の進展及び政策に関する IMF の見解及び評価の透明性を高めるために IMF が行っている作業の一部である。PIN は当時国の同意を得た上で、加盟国との第 IV 章協議、地域レベルでの進展状況のサーベイランス、プログラム終了後のモニタリング、及びより長期のプログラムに従事した加盟国に関する事後的評価を目的とした理事会における議論の後で発行される。PIN は、特定の場合における理事会での別段の決定がない限り、一般的な政策事項が理事会で議論された後にも発行される。

#### 国際通貨基金

# 加盟国の政策の相互サーベイランスに関する 理事会の決定 - 2007 年 6 月 15 日

#### 前文

1977 年における「為替レート政策のサーベイランス」という表題が付いた決定(「1977 年の決 定」)の採択以来、全世界の経済には貿易と金融の統合の伸びによって特徴付けられる重大な 進展があった。これらの進展を考慮し、またサーベイランスの国際的側面が持つ重要性の増大 および国家間の溢出効果を認識しつつ、IMFは、サーベイランスの領域における既存のベスト・ プラクティスを組み込むことにより、1997 年の決定の更新版は第 IV 章に基づく相互の責任に関 し、IMF と加盟国の両方に手引きを提供するという重要な役割を果たすであろうという見解を持 っている。IMF は、本決定において加盟国に提供される手引きが第 IV 章に基づく既存の義務の 履行に関連したものであり、本決定により加盟国に新しい義務が課されるのではないことを強 調する。さらに、IMF は、加盟国が第 IV 章の範囲を超えた正当な政策目標を持っていると認識 している。従って加盟国は、これらの目標を達成するための政策を、本決定の範囲を超えて採 択する場合であっても、その政策が第 IV 章に基づく自らの義務と相反しないことを保証する必 要がある。本決定のパートIは、サーベイランスの実行に関する手引きを IMF に与えるため作 られたものである。本決定のパートIは、直接的にも間接的にも、IMF 協定に基づく加盟国の義 務を拡張または拡大する、あるいは性質を変更するように解釈または使用されず、またそうさ れてはならない。為替レート政策に関して本決定に定められた加盟国の手引きに関する原則は、 加盟国内の社会的および政治的な政策を尊重し、加盟国の状況およびサーベイランス実行時の 公平性の必要を正しく尊重するやり方で適用される。最後に、将来の展望として、サーベイラ ンスの継続的な発展を可能にするために、柔軟性が維持されるべきである。

- 1. 本決定は、第 IV 章第 3 条(a) 項および(b) 項に従った加盟国の政策の監督、並びに第 IV 章第 3 条(b) 項に従った為替レート政策の実行に関する加盟国の指導における手引きを IMF に提供するものである。本決定は、第 IV 章第 3 条(a) 項にいう効果的な運用を確保するための国際通貨制度の監督に関する IMF の責任を直接取り扱うものではない。
- 2. 本決定のパート I は、加盟国の為替レート政策に対する IMF の確固たるサーベイランスの実行など、第 IV 章第 1 条に基づく加盟国の義務に関する IMF による監督の範囲および様式を規定するものである(加盟国の義務に関するそうした監督のことを、本書では以下「相互サーベイランス」という)。パート II は、第 IV 章第 3 条 (b) 項に基づいて要求される、加盟国の為替レート政策実行時におけるガイダンスの原則を設定するものであり、それはまた、加盟国によるその原則の遵守状況に関する IMF の評価によれば徹底的な見直しが必要であり、加盟国との協議が必要であることを示す一定の進展状況も認識するものである。パート III はサーベイランスの手順を定めるものである。
- 3. 加盟国の政策の IMF サーベイランスは、国際的な通貨および金融の制度が持つニーズの進展に合わせて、そのニーズに適応したものにするべきである。本決定に定め

られた原則および手順は、為替制度や国際収支のポジションとは関係なくすべての加盟国 に適用されるが、必ずしも包括的であるわけではなく、IMF は経験に照らしてそれを再考す ることがある。

パートI - 相互サーベイランスにおける IMF の手引きを目的とした原則

#### A. 相互サーベイランスの範囲

- 4. 相互サーベイランスの範囲は、第 IV 章第 1 条に基づく加盟国の義務によって決定される。加盟国は、第 IV 章第 1 条に基づき、秩序ある為替制度を確保し、為替相場制度の安定を促進するために、IMF およびその他の加盟国と協力することを約束している(以下「制度安定性」という)。制度安定性は、各加盟国が自らの「対外安定性」を助長する政策、すなわち第 IV 章第 1 条に規定された加盟国の義務、特に第 IV 章第 1 条の(i)項から(iv)項までに規定された特定的な義務に沿った政策を採択することにより、最も効果的に実現される。「対外安定性」とは、破壊的な為替レートの動きを引き起こしておらず、引き起こしそうにない国際収支ポジションをいう。下記第 7 項に規定がある場合を除き、対外安定性は個々の加盟国のレベルで評価される。
- 5. IMF は相互サーベイランスにおいて、現在または将来の対外安定性に重大な影響を与える可能性のある加盟国の政策を集中的に検討する。IMF は、これらの政策が対外安定性を促進するものであるかどうかを評価し、この目的において必要な政策調整を加盟国に助言する。従って、為替レート政策は、通貨、財政、および金融の各部門における政策と同様に、個々の加盟国に対する IMF の相互サーベイランスの対象となる(マクロ経済的側面とマクロ経済に関連する構造的側面の両方で)。その他の政策は、サーベイランスにおいては現在または将来の対外安定性に重大な影響を与える範囲に限り、検査が行われる。
- 6. 国内の経済金融政策を実行する際に、加盟国が国内安定性を助長している場合、すなわち(i)加盟国の国内の経済金融政策を、自国の状況に正しく配慮しながら、妥当な価格安定性を伴う秩序立った経済成長を育む目標に向かわせる努力をしており、かつ(ii)秩序立った基礎的な経済金融条件と、不安定な破壊を生み出す傾向にない通貨制度を育むことにより、安定性の助長を追求している場合には、対外安定性も助長されているとIMF は見なす。IMF はサーベイランスにおいて、加盟国の国内政策が国内安定性の助長に向けられているかどうかを評価する。IMF は、加盟国の国内政策がその加盟国の経済に概ねその能力に応じた稼動を継続させる方向にあるか否かを常に検査するが、高度な潜在的成長が国内安定性の見通しに、そしてそれにより対外安定性の見通しにも重大な影響を与える場合に限り、IMF は国内政策がそうした高度の潜在的成長を育む方向にあるか否かを検査する。しかし、IMF は、第 IV 章第 1 条(i)項および(ii)項を遵守している加盟国に対しては、対外安定性のための国内政策の変更を要求しない。
- 7. 本決定は、以下の考慮事項に従うことを条件として、通貨同盟の加盟国にも適用される。通貨同盟の加盟国であっても、第 IV 章第 1 条に基づく義務には従わなければならず、従って個々の加盟国は同盟レベルの機関により実施される政策に関する説明責任を負っている。通貨同盟加盟国の政策のサーベイランスにおいて、IMF は、通貨同盟のレベルと加盟国のレベルで実施される関連政策(為替レート政策と金融政策を含む)がおよび加盟国のレベルで実施された適切な政策が、その通貨同盟の対外安定性を促進するもので

あるか否かを評価し、この目的で政策調整が必要であれば助言を行う。特に、IMF は、通貨同盟の為替レート政策が対外安定性を助長するものかどうか、そして通貨同盟のレベルで実施される国内政策が同盟内部の安定性を促進し、従って対外安定性をも助長するものであるかどうかを評価する。その理由は、通貨同盟における為替レート政策は同盟のレベルで実施されるので、加盟国の為替レート政策の手引きに関する原則と、本決定の第15項に規定される関連指標は、通貨同盟のレベルでしか適用できないことである。個々の加盟国のレベルで実施される国内政策に関しては、その通貨同盟の加盟国が自らの国内安定性を助長している場合に、その国は通貨同盟の対外安定性を助長していると IMF は見なす。個々の加盟国における国際収支の重要性と通貨同盟の対外安定性を考慮して、通貨同盟の加盟国の政策に対する IMF の評価には、その加盟国の国際収支における進展状況の評価が必ず含められる。

#### B. 相互サーベイランスの様式

- 8. 対話と説得は、サーベイランスを効果的に行う上で重要である。IMF は相互サーベイランスにおいて、当該加盟国における関連性のある経済の進展状況、見通し、および政策に関して明確かつ率直な評価を行い、それらに関する助言を行う。こうした評価および助言は、政策の選択に関してその加盟国を補助し、その政策の選択に関するその他の加盟国とその加盟国との議論を可能にすることを意図したものである。相互サーベイランスにおいて、IMF は、個々の加盟国との率直かつ開放的な対話および相互の信頼という環境を育み、どの加盟国に対しても公平に、同様な関連状況にある加盟国は同様に取り扱う。
- 9. 加盟国の政策に対する IMF の評価、およびそれらの政策に関する IMF の助言は、加盟国が置かれた状況を正しく尊重した上で行われるものである。この評価と助言は、加盟国の経済状況全般と経済政策戦略の包括的な分析の枠組みの中で考案され、加盟国の実施能力を正しく尊重したものになる。さらに、対外安定性を助長できるやり方に関して加盟国への助言を行う際に、IMF は加盟国が持つその他の目標を、第 IV 章に基づいて許可される範囲まで考慮する。
- 10. 相互サーベイランスにおける IMF の評価および助言は、為替レート、国際資本取引市場の条件、および加盟国間の主要な結び付きを含む、全世界的および地域的な経済環境の関連性のある側面を組み込んだ多国間の枠組みに配慮し、それに相反しないものになる。 IMF の評価および助言は、加盟国の政策が自らの対外安定性の助長を阻害する範囲まで、加盟国の政策が他の加盟国に与える影響を考慮したものになる。
- 11. 相互サーベイランスにおける IMF の評価と助言は、可能である限り、加盟国の中期目標と、最も関連性のある偶発事象に対して可能である対応など計画済みの政策行為に関連したものになる。
- 12. 加盟国の政策に関する IMF の評価には、資本フローの規模および維持可能性を含む加盟国の国際収支における進展状況の、その国の準備、その他の対外資産の規模および構成、並びに国際資本市場へのアクセス機会を背景とした評価が必ず含まれる。

パート II - 第 IV 章第 1 条に基づく加盟国の政策の手引きに関する原則

- 13. 以下のAからDまでの原則は、第IV章第3条(b)項に基づいて採択され、第IV章第1条に基づく義務に従って為替レート政策を実施する際に加盟国の手引きとなることを意図して作られたものである。第IV章第3条(b)項に従い、これらの原則では加盟国内の社会政策および政治政策が尊重される。これらの原則を適用する際に、IMFは加盟国が置かれた状況に正しく配慮する。加盟国は、これらの原則に相反しない政策を実施しているものと推定される。サーベイランスにおいて、特定の加盟国が原則に相反しない政策を実施しているものと推定される。サーベイランスにおいて、特定の加盟国が原則に相反しない政策を実施しているか否かに関して疑問が生じた場合、IMFは、為替レートの基本的不均衡の評価に関するものを含めて、合理的に疑わしい点を加盟国に有利となるように解釈する。これらの原則に相反する政策を加盟国が実施していると IMFが断定し、この状況に対処するためにどのような政策調整を行うべきかをその加盟国に通知する場合、IMFは過度に急速な調整がその加盟国の経済に与える破壊的な影響を考慮する。
- 14. 原則 A は、第 IV 章第 1条(iii)項に含まれる義務を定めたものである。その意味に関する追加の手引きは、本決定の付属文書で規定されている。原則 B から D までは、加盟国の義務ではなく勧告となるものである。加盟国がこれらの勧告のいずれかを遵守していないと IMF が判断した場合でも、その加盟国が第 IV 章第 1条に基づく義務に違反しているという推定は成立しない。
- A. 加盟国は、効果的な国際収支の調整を妨げること、あるいはその他の加盟国に対して不公正な競争上の優位性を獲得することを目的とした為替レートまたは国際通貨制度の操作を避けなければならない。
- B. 加盟国は、とりわけ自国通貨の為替レートの破壊的な短期の動きにより特徴付けられる無秩序な状態に対抗する必要がある場合は、為替市場に介入するべきである。
- C. 加盟国は、自らの介入政策において、介入対象である通貨の発行国を含めて、その 他の加盟国の権益も考慮するべきである。
- D. 加盟国は、結果として対外不安定を発生させる為替レート政策を避けるべきである。
- 15. IMF は、加盟国による上記原則の遵守状況のサーベイランスにおいて、以下の展開があった場合に、徹底的な見直しが必要であり、加盟国との協議が必要であることを示している可能性があるものと見なす:
  - (i) 為替市場において長期に及び大規模に行われる一方向の介入。
  - (ii) 国際収支を目的とした、維持不能であるか、または不当に高い流動性リスクをもたらす政府または準政府の借り入れ、あるいは過度または長期に及ぶ政府または準政府の対外資産の累積。
  - (iii) (a) 国際収支を目的とした、当座の取引または支払に関する制限またはインセンティブの導入、大幅な激化、または長期に及ぶ維持。あるいは、
    - (b) 国際収支を目的とした、資本の流入または流出に関する制限またはインセンティブの導入または大幅な変更。

- (iv) 国際収支を目的とした、資本フローを異常に奨励または抑止する通貨政策およびその他の金融政策の追求。
- (v) 為替レートの基本的不均衡。
- (vi) 多額であり、かつ長期に及ぶ当座勘定の赤字または黒字。並びに、
- (vii) 民間資本フローにより発生する、流動性リスクを含む大幅な対外部門の脆弱性。

#### パート III - サーベイランスの手順

- 16. 本決定の採択後に IMF の加盟国になる各国は、加盟日から三十日以内に、第 IV 章第1条に基づく自らの義務を果たすために適用を意図している為替制度に関し、適切な詳細を IMF に通知しなければならない。各加盟国は、加盟の日付とは関係なく、自らの為替制度に変更があった場合には、それを遅滞なく IMF に通知しなければならない。
- 17. 加盟国は第 IV 章に基づき、IMF との相談を定期的に行わなければならない。 原則として、第 IV 章に基づく相談は、第 VIII 章および第 XIV 章に基づく定期的な相談を兼ねて年に一度行わなければならない。これらの相談においては、第 IV 章第 1 条に基づく加盟国の義務だけでなく、上記原則に関する加盟国の遵守状況も考慮される。理事会は加盟国とスタッフとの協議の終了後六十五日以内に結論に達し、第 IV 章に基づく相談を終了しなければならない。但し、1986 年 3 月 26 日に採択された決定番号 8240- (86/56) SAF において認識された「貧困削減成長ファシリティー」の改正版に基づく融資を受ける資格のある加盟国との相談である場合には、理事会は加盟国とスタッフとの協議の終了後三ヶ月以内に結論に達しなければならない。
- 18. IMF は、為替レートに関する広範な進展、とりわけ「世界経済見通し」の枠組みの中での国際的な調整プロセスに関する協議を定期的に見直す。IMF は、相談の実施を継続することにより、これらの協議の準備をする。
- 19. 専務理事は、為替制度および第 IV 章第 1 条に基づく政策に関して加盟国との密接な接触を維持し、その為替制度または政策に関して加盟国が意図している重要な変更の提案を協議する準備を整えておかなければならない。
- 20. (a) 重要な経済または金融関連の進展が、加盟国の為替レート政策またはその通貨の為替レートの動向に影響しそうであると専務理事が考える場合、専務理事は必ず加盟国との協議を非公式かつ内密に開始することとする。専務理事はそうした協議の後に、理事会に報告するか、または執行理事への非公式な通知を行ってよく、理事会が適切であると考える場合には、加盟国と IMF との間の第 IV 章に基づく臨時の相談が下記(b)に定める手順に従って実施される。
- (b) 報告書の配布日から少なくとも15日は経過した日付を理事会協議の仮の日付に指定した書記長のメモを表紙としたスタッフリポートが執行理事たちに配布される。この書記長のメモには、スタッフレポートを簡単に説明し、レポートに含まれる見解の協議も承認も行わずに臨時の相談を終了する決定の草案も提示される。この決定は、執行理事

へのスタッフレポートの配布から二週間が経過した時点で、その二週間にそのレポートを 理事会の議題にする旨の執行理事の要求または専務理事の決定が行われない限り採択され る。そのスタッフレポートが議題になった場合、理事会はそのレポートに関する協議を行 い、結論に至り、その結論が総括中に反映される。

- (c) 理事会による別段の決定がない限り、加盟国との臨時相談の実施は、その加盟国に適用される相談サイクルにも、その加盟国と次回に行う相談の完了期限にも影響を与えない。
- 21. 理事会は、本決定および相互サーベイランス全般の実施に関し、3年間隔で、並びにそうした事項の検討が理事会の議題とされたその他の時点で見直しを行うこととする。
- 22. 1977 年 4 月 29 日に採択された決定番号 5392-(77/63)の改正版、並びに 1979 年 1 月 22 日に採択された決定番号 6026-(79/13)の改正版は、ここに取り消される。

### 第 IV 章第 1 条(iii) 項および原則 A

- 1. IMF 協定第 IV 章第 1 条(iii) 項は、加盟国が「効果的な国際収支の調整を妨げること、あるいはその他の加盟国に対して不公正な競争上の優位性を獲得することを目的とした為替レートまたは国際通貨制度の操作を避けなければならない」と規定している。この規定の文言は、本決定パート II の原則 A においても反復されている。以下に定める文章は、この規定の意味に関する追加の手引きを提供するために作成されたものである。
- 2. 加盟国の行為が第 IV 章第 1 条 (iii) 項に相反することになるのは、(a) その加盟国が為替レートまたは国際通貨制度を操作しており、かつ(b) その操作が、第 IV 章第 1 条 (iii) 項において特定的に認識された二つの目的のいずれかを目的として実行されたと IMF が判断した場合に限られる。
- (a) 為替レートの「操作」は、為替レートの水準を目標とし、かつ実際に影響を与える政策を通じてのみ実行されるものである。さらに、操作とは、為替レートを動かすか、またはそのような動きを防止する可能性のあるものである。
- (b) 自国通貨の為替レートを操作している加盟国の行為が第 IV 章第 1条(iii)項に相反することになるのは、その操作が「効果的な国際収支の調整を妨げること、あるいはその他の加盟国に対して不公正な競争上の優位性を獲得することを目的として」引き受けられたと IMF が判断する場合に限られる。その点に関し、加盟国がその他の加盟国に対して不公正な競争上の優位性を獲得することを目的として為替レートを操作していると見なされるのは、(A) その加盟国が為替レートの過小評価という形で為替レートの基礎的不均衡を確保する目的でそれらの政策に従事しており、かつ(B) そうした不均衡確保の目的が、輸出の増大であると IMF が判断する場合に限られる。
- 3. IMF は、加盟国が第 IV 章第 1 条 (iii) 項に基づく義務を遵守しているか否かを、関係加盟国との相談を含む入手可能なすべての証拠に基づいて客観的に評価する責任を負う。自らの政策の目的に関する加盟国の表示に関し、合理的に疑わしい点は加盟国に有利となるように解釈される。